以下のフローチャートを参考に手続きが必要かご確認ください

スタート

高校生年代(※1)以下の子を養育していますか？

- いいえ → 支給なし
- はい ↓

現在、児童手当を受給していますか？

※特例給付（児童1人当たり月額5,000円）も含む

- いいえ → A
- はい ↓

養育している高校生年代(※1)までの子は、八女市で児童手当を受給したことがあります

- いいえ → B
- はい ↓

※A,B該当者のうち、養育している大学生年代以下の子が3人以上いる場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出も必要です

大学生年代(※2)の子を養育していますか？

- いいえ → C
- はい ↓

大学生年代(※2)以下の子を3人以上養育していますか？（※3 経済的負担のある子に限る）

- いいえ → C
- はい → D

※1 高校生年代：H18年4月2日～H21年4月1日生まれの人
※2 大学生年代：H14年4月2日～H18年4月1日生まれの人
※3 申請者が学費や生活費等の経済的負担をしている子

公務員の方は職場でのお手続きになります

A
手続き必要
新規申請

認定請求書等の提出が必要です

公務員の方は職場にお尋ね下さい

B
手続き必要
額改定申請

額改定（増額）請求書等の提出が必要です

公務員の方は職場にお尋ね下さい

C
手続き不要
増額されます

額改定（増額）通知書を発送いたしますので金額をご確認ください

D
手続き必要
第3子加算の対象になります

監護相当・生計費の負担についての確認書の提出が必要です

※確認書以外に、大学生年代の子の経済的支援をしていることが分かる書類の提出を求める場合があります